

昭和町分別収集計画

令和7年9月25日

1 計画策定の意義

本町は、県都甲府市に隣接し、区画整理事業の成果や道路網の整備などにより、今後も都市化が進展するものと思われる。このことから、ごみの量の増大など、ごみ処理問題は一層深刻さを増していくものと予測される。

そこで、住民が健康的で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、更に限りある資源の有効活用を図る循環型社会の構築が急務となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源を有効利用することにより、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・資源化・再利用することによる廃棄物の循環型処理を進める。
- ・町民・事業者・行政が一体となり、ごみの総排出量の抑制を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（その他プラ）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,397 t	1,411 t	1,426 t	1,440 t	1,455 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組み、ごみの総排出量を抑制する。

現在、本町において行っている分別収集事業（9種類）を今まで以上に推進し、混合され排出されている資源の分別を徹底させる。また、排出時の利便性を向上させるため、ステーションの増設を随時行う。また、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

単位：t

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてスチール製の容器	11	11	11	11	12
主としてアルミ製の容器	17	17	17	17	17
無色のガラス製容器	15	16	16	16	16
茶色のガラス製容器	16	16	16	16	16
その他のガラス製容器	10	11	11	11	11
紙 パ ッ ク ※1	5	5	5	5	5
主としてダンボール製の容器	243	245	247	250	252
ペ ッ ト ボ ト ル ※2	51	51	52	53	53
プラスチック製容器	74	75	75	76	77
(うち白色トレイ)	1	1	1	1	1

ペットボトル以外は指定法人へ引き渡し量。ペットボトルのみ独自処理量

※1 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）

※2 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの

※3 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、常永土地区画整理地周辺への転入、また、都市計画の開発許可の権限移譲による宅地の増加などを見込み、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
21,593人 (対前年度比)	21,686人 (対前年度比)	21,781人 (対前年度比)	21,791人 (対前年度比)	21,800人 (対前年度比)
100.4%	100.4%	100.4%	100.0%	100.0%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金属	スチール製容器	缶 類	委託業者による 指定日収集	組合及び 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	びん類	委託業者による 定期拠点回収 (排出指定日無し)	組合及び 民間業者
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	町（直営）による定期拠点 回収（排出指定日無し）	民間業者
	段 ボ ー ル	段ボール	委託業者による定期拠点 回収（排出指定日無し）	民間業者
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期拠点 回収（排出指定日無し）	民間業者
	（白色発泡スロール 製食品トレイ）	白色トレイ		
	その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	委託業者による定期拠点 回収（排出指定日無し）	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	指定袋	2 t パッカー車	組合及び 民間業者
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	びん類	ビン類専用 ポスト	2 t ユニック車	
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紙資源回収 ボックス	2 t ダンプ車	民間業者
段 ボ ー ル	段ボール		2 t , 3 t パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	プラ類 専用回収 ボックス	2 t トラック	民間業者
その他のプラスチッ ク製容器包装	白色トレイ			
	プラスチック製 容器包装			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。